

令和3年度 事業 報告

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

I 概 況

佐渡法人会は、令和3年度は新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生するなど感染拡大の影響により、法人会活動の原点である『税』に関する活動や、税知識の普及、税制改正の提言、会員の自己啓発を図るための研修会・セミナーなどの一部が中止を余儀なくされ、会員の皆様には大変ご迷惑をお掛けしました。この状況の中でも実施可能な事業に積極的に取り組みまた、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ事業に取り組みました。

主な事業活動のうち

- ① 税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修会・セミナーは、公益性を高めるために会員のみならず一般市民も対象に「税法・税務」の研修会を開催しました。
租税教育活動は、小学生を対象に租税教室を実施。小学生を対象とした税に関する絵はがきコンクールは第8回目を開催しました。参加の小学校数、児童数も多くなり高い評価を得ております。税の広報活動は、会報の発行や全法連が作成した税の冊子を配布し、ホームページによる広報も実施しました。
- ② 税制改正に関する提言については、総務税制委員、理事等に「税制改正に関するアンケート調査」を実施し、全法連へ提出しました。
- ③ 経営支援活動としては、研修会・講演会の代わりに、会員の皆様に役立つ小冊子を多数配布しました。
- ④ 共益関係については、福利厚生事業として「会員企業を守りたいキャンペーン」の推進に取り組みました。
- ⑤ 管理関係については、新公益法人制度に対応した諸会議及び法人会事業活動体制の確立について管理運営に努めました。

以上、令和3年度実施した事業の概要をご報告申し上げます。

Ⅱ 公益関係

1 税を巡る諸環境の整備改善事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 研修会・セミナー事業

本会において、税制改正・税務申告を中心に法人会の原点である「税」について、開催しました。

担当	内 容	開催月	参加人数	講 師
研修委員会	会社の決算申告について (自主点検シート)	9 月 1 2 月	5 名 6 名	佐渡税務署
研修委員会	基礎からわかるインボイス制度	1 1 月	1 3 名	佐渡税務署
研修委員会 青・女共催	事業承継と相続税	1 月	1 1 名	臼木敏文 税理士
青年部会	税制改正最新情報	4 月	7 名	佐渡税務署
青年部会	決算書の見方～ 決算書は会社の「成績表」	9 月	9 名	山本敏彦 税理士
女性部会	税制改正最新情報	4 月	6 名	佐渡税務署
女性部会	源泉税について	5 月	7 名	佐渡税務署
女性部会	消費税について	6 月	1 1 名	佐渡税務署
女性部会	令和 3 年度税制改正について	9 月	8 名	佐渡税務署
女性部会	会社の決算と申告	1 0 月	5 名	佐渡税務署
女性部会	年末調整と源泉所得税の実務	1 2 月	1 5 名	佐渡税務署
女性部会	確定申告の基礎知識	1 月	6 名	佐渡税務署
国仲 4 地区会	インボイス制度対策について	1 1 月	1 1 名	祝 良久
畑野地区会	ウィズコロナ時代の観光と地域づくり	1 月	1 6 名	南雲友美
両津地区会		3 月	2 4 名	榎 崇斗

② インターネットセミナーの提供

当法人会のホームページ上で 24 時間いつでも無料で 100 タイトル以上の税務・経営・労務・健康等多彩な内容と講師陣によるセミナーをご覧いただけますが、今年度は 1 年間で 5, 671 回のアクセスがありました。

(2) 租税教育活動

① 租税教室講師研修会

本年は中止

② 租税教室

小・中学校の児童を対象に税の重要性を正しく理解し関心をもってもらうため、青年部会が中心となり租税教室を実施しました。児童に楽しく学んでもらえるよう1億円レプリカをはじめ様々な教材を使用し実施しています。

開催日	学校名	対象者	講 師
3. 5. 18	行谷小学校	1 3 名	青年・女性部会
3. 5. 26	両津吉井小学校	1 6 名	青年・女性部会
3. 6. 1	両津小学校	2 0 名	青年・女性部会
3. 6. 2	赤泊小学校	1 9 名	女性部会・税務署
3. 6. 3	小木小学校	1 3 名	女性部会・税務署
3. 6. 4	八幡小学校	1 0 名	青年部会
3. 6. 4	真野小学校	3 3 名	女性部会・税務署
3. 6. 8	加茂小学校	3 2 名	青年・女性部会
3. 6. 11	二宮小学校	3 1 名	青年・女性部会
3. 6. 17	金井小学校	5 2 名	青年・女性部会
3. 6. 18	河原田小学校	3 2 名	税務署
3. 6. 21	羽茂小学校	2 1 名	青年・女性部会
3. 7. 7	畑野小学校	3 1 名	青年・女性部会
合計	1 3 校	3 2 3 名	

③ 税に関する絵はがきコンクール

小学校の租税教室開催に合わせて応募を呼びかけた結果、6校83作品の応募があり入選作品には学校を通じて表彰しました。

(3) 税の広報活動

- ① 税務、経営等に関する情報を提供するため、会報「佐渡法人会だより」年2回（9月・2月）、全法連「ほうじん」年4回（季刊発行）を会員および一般向けに無料で配布しました。
- ② 税についての情報や税務研修会の案内を随時ホームページに掲載しました。また、地元情報紙にも案内を掲載し、一般市民にも参加を呼び掛けました。
- ③ 会報でe-Tax利用、消費税の期限内納付推進運動の周知をしました。

(4) 研修会用教材の配布

税法・税務に関する各種テキストを会員及び一般市民に配付しました。

- ① 「税制改正のあらまし」速報版
- ② 「税制改正のあらまし」
- ③ 「会社がもらえる助成金活用のポイント」

- ④ 「基礎からわかるインボイス制度」 ⑤ 「会社取引をめぐる税務」
- ⑥ 「源泉所得税実務のポイント」 ⑦ 「わかりやすい年末調整」
- ⑧ 「会社の経費削減のポイント」 ⑨ 「確定申告 実務ポイント」
- ⑩ 「改正電子帳簿保存法」 ⑪ 「おかしい数字の見抜き方」
- ⑫ 「事業承継はじめの第一歩」 ⑬ 「ウイズコロナ時代の法人税務 Q&A」
- ⑭ 「支出をめぐる会社税務 Q&A」 ⑮ 「消費税 インボイス制度 Q&A」
- ⑯ 「法人申告の実務」

2 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

全法連では、本年度も「税制改正に関するアンケート調査」をもとに「税・財政改革のあり方」、「経済活性化と中小企業対策」、「地方のあり方」、「震災復興」を柱に提言を取りまとめました。

令和4年度税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。
- ・我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1. 財政健全化に向けて

- ・2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。
- (1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・ 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。
- ・ 社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。
- ・ 次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- ・ 地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

- ・政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきである。

1. 新型コロナウイルスへの対応

- ・中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

（1）事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

（2）相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。

（3）取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

- ・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・ 今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。
 - ・ 地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
 - (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
 - (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
 - (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
 - (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

- ・政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

2. 所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。
 - (3) 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
2. 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

1. 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。
2. 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

 - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
 - (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
 - (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

(2) 税制改正要望大会への参加

中止

要 望 大 会

令和4年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、
税 財 政 改 革 の 実 現 を ！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！
- コロナの影響はまだ残る。
深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を！

(3) 要望実現のための陳情活動

法人会では、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に提言活動を行っています。この提言は、毎年春に各単位会に税制アンケートを行い、その結果を全法連税制委員会が取りまとめたものです。

佐渡法人会では提言事項の実現に向け、12月15日に高野会長・岩井副会長・高野総務税制委員長が、渡辺竜五佐渡市長と面会して提言書を手渡しました。また、佐藤市議会議長に対し提言書を送付しました。

(4) 令和4年度税制改正の主な実現事項（全法連）

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置が抜本的に強化されるとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置が講じられました。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等が見直されました。加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置が講じられました（令和4年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和4年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例承継計画の提出期限延長、中小企業向け税制措置の適用期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

法人会提言	改正の概要
・ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。	・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産を除外した上で、その適用期限が2年延長されました。

2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
・ 交際費課税の特例措置については、適用期限が令和4年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。	・ 中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長されました。 また、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置（資本金の額等が100億円以下の大法人も適用可）についても、適用期限が2年延長されました（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。

[事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・ 新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。	・ 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年延長（令和6年3月末日まで）されました。

[地方税]

1. 固定資産税の抜本的見直し

法人会提言	改正の概要
・ 令和3年の全国の公示価格は、コロナの影響等により6年ぶりに下落した。こうした事態を受けて令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。	・ 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る）に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（改正前：5%）とする措置が講じられます（都市計画税についても同様）。

[その他]

1. 地方のあり方

法人会提言	改正の概要
・ 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。	・ 地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されるとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等が行われました。

3 経営支援活動

(1) 経営支援に関する講演会・研修会

新型コロナウイルスの影響により中止

(2) 研修会用教材の配付

経営セミナーに関する教材や資料は経営情報の周知には必要であるため、研修会開催時に会員及び一般市民に配付している。

4 社会貢献活動

① 税金クイズ

新型コロナウイルスの影響により中止

② いちごプロジェクト（15%節電運動）の呼びかけ

全法連女性部会が中心となって展開している「いちごプロジェクト」のパンフレット（夏・冬）を、会員企業等へ配布し節電を呼び掛けました。

③ タオルの寄贈

3月に福祉施設へ寄贈した

Ⅲ 共益関係

1 福利厚生事業

全法連の福利厚生制度は、会員企業の安定経営の面で、また法人会の会員増強や財政基盤確保の面で大きなメリットをもたらすものであり、厚生委員会が中心となって活動を展開しました。

① 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会と福利厚生制度推進協力会社3社との連携を密にするため開催

② 福利厚生制度推進キャンペーン表彰式の開催

福利厚生制度の推進に功績のあった法人会役員を表彰

2 会員支援事業

優良経理担当者表彰式

経理関係の事務に10年以上携わり、事業主から推薦のあった者を表彰。

（新型コロナウイルスの影響により中止）

3 会員増強推進

(1) 組織

会員数 463社（令和4年3月31日現在）※個人賛助会員1名

組織率 48.6%（所管法人数952社）

(2) 会員移動状況

期首会員数	期 中 移 動		期末会員数
	入 会	退 会	
(内、法人賛助会員2社) 476社	3社	16社	(内、法人賛助会員2社) 463社

	期首会員数	入 会	退 会	期末会員数
青年部会	24名	4名	2名	26名
女性部会	45名	1名	0名	46名

- ① 組織委員会の開催
- ② 会員増強推進キャンペーン実施（7月～3月）
- ③ 新設法人情報をもとに法人会入会のおすすめ等のダイレクトメールを送付
- ④ 会員増強功労者表彰式（年間2社以上新規会員獲得の者を表彰）

4 部会等事業

・青年部会

①会議等 総会1回、役員会4回

②研修会等 ※研修会は3ページに記載

開催日	内 容	会 場	出席者
3.12.15	佐渡汽船との意見交換会	あいぽーと佐渡	部会長
3.12.17	県連青年部会正副会長会議	ホテルイタリア軒	欠航のため欠席

③租税教育活動

訪問学校数13校 対象児童数323名

・女性部会

①会議等 総会1回、役員会3回

②研修会等 ※研修会は3ページに記載

③その他事業

開催日	内 容	会 場	出席者
3.8.6	県連女性部会正副会長会議	リモート	部会長 副部会長
3.9.3	女性フォーラム新潟大会第15回実行委員会	リモート	渡部

3.11.16	女性フォーラム新潟大会	朱鷺メッセ	5名
3.5月～ 3.9月	【第8回税に関する絵はがきコンクール】※小学生対象 応募者83名		
3.10.4	【第8回税に関する絵はがきコンクール】 審査会（入賞17名、代表1名県連提出）	金井商工会館	5名

IV 管 理 関 係

1 事務運営体制の確立

諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページ等により、一般市民に対する「税」をはじめとする様々な情報の発信や事業活動のPRを図りました。

2 諸会議の開催状況

(1) 通常総会

- ① 開催日 令和3年5月24日（月）
- 場 所 あいぽーと佐渡
- 出席者 377名（委任状含む）
- 決議事項 第1号議案 令和2年度決算報告承認の件
第2号議案 役員改選(案)承認の件
- 報告事項 理事会承認事項
 - ・令和2年度事業報告
 - ・令和3年度事業計画、収支予算

(2) 理事会

- ① 開催日 令和3年4月16日（金）
- 場 所 佐渡中央会館 婦人研修室
- 出席人数 10名（内監事2名）
 - (1) 令和2年度事業報告並びに決算報告承認について
 - (2) 令和3年度通常総会に付すべき事項について
 - (3) 役員改選(案)承認について
 - (4) 全法連・県法連役員表彰について
- ② 開催日 令和3年5月24日（月）
- 場 所 あいぽーと佐渡
- 出席人数 12名（内監事1名）
- 決議事項 (1) 代表理事(会長)選定の件
(2) 副会長選定の件
(3) 各委員会委員長及び副委員長選定の件

- ③ 開催日 令和3年10月22日（金）
 場 所 国際観光ホテル 八幡館
 出席人数 13名（内監事2名）
 決議事項 (1) 会員の加入承認について
 (2) 会員増強推進キャンペーンについて
 (3) 新春パーティーの等の開催について
 (4) 職員就業規則の改正について
 報告事項 (1) 青年部会租税教室の実施結果について
 (2) 女性部会税に関する絵はがきコンクール実施結果について
 (3) 税制改正に関する提言について
- ④ 開催日 令和4年3月15日（火）
 場 所 書面決議
 決議事項 (1) 令和4年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認について
 (2) 第1回理事会の日時・場所の決定について
 (3) 令和4年度通常総会の日時・場所の決定について
 (4) 会員の加入承認について

(3) 正副会長会

- 第1回 令和3年9月13日（月） 金井商工会館
 (1) 第3回理事会の開催について
 福利厚生制度推進会議の開催について
 (2) 新春パーティー開催について
 (3) 会員増強強化推進キャンペーンについて
 (4) 就業規則の改訂について
- 第2回 令和4年2月3日（木） 金井商工会館
 (1) 令和3年度予算遂行状況(収支見込み)について
 (2) 理事会（予算）の開催について
 (3) 監査会、理事会（総会前）の開催について
 (4) 通常総会の開催について
 (5) 全法連補助金申請について
 (6) 会員の加入について

(4) 監査会

- 開催日 令和3年4月16日（金） 佐渡中央会館 婦人研修室
 監査人 監事 山口 桂二 監事 矢澤 稔
 立会人 会長 渡邊 正俊
 事務局長 若林俊孝
 内 容 (1) 令和3年度事業及び会計監査

(5) 委員会

① 総務税制・研修合同委員会

開催日 令和3年6月17日(木) 金井商工会館

(1) 令和3年度事業計画について

② 厚生・組織合同委員会

開催日 令和3年7月8日(木) 金井商工会館

(1) 令和3年度事業計画について

(2) 令和3年度推進計画について

③ 厚生・組織合同委員会(福利厚生制度推進連絡会議)

開催日 令和3年10月22日(金) 佐渡国際観光ホテル 八幡館

(1) 福利厚生制度推進状況、推進計画について

(2) 福利厚生制度推進表彰式

(6) 地区会事務担当者会議

第1回 令和3年6月14日(月) 金井商工会館

(1) 令和3年度事業計画について

(2) 令和3年度会費納入について

(3) 事務処理について

第2回 令和4年2月21日(月) 畑野商工会館

(1) 令和4年度予算(事務委託費/研修費)について

(2) 令和4年度会員数の確認について

(7) その他会議・行事

3. 4. 28	佐渡市雇用促進協議会 総会	金井コミュニティセンター
5. 14	佐渡租税教育推進協議会 総会	金井コミュニティセンター
12. 2	佐渡税務団体連絡協議会 役員会	佐渡税務署

(8) 全法連・局連・県連関係会議

6. 11	県連・通常総会	ホテルイタリア軒
7. 26	県連・厚生委員会、大型保障制度特別推進会議	ANA クラウン プラザ ホテル
9. 29	県連・理事会、福利厚生制度連絡協議会	ANA クラウン プラザ ホテル
10. 7	全法連・法人会全国大会	リモート参加
12. 3	県連・特別講演会	ホテルイタリア軒
4. 2. 9	県連・総務委員会	ANA クラウン プラザ ホテル
2. 15	県連・理事会	ANA クラウン プラザ ホテル
3. 23	全法連・全国厚生委員長会議	リモート参加

※令和３年度 功労者表彰受賞者

《県法連会長 表彰状》 令和３年５月２４日 単位会において表彰
（公社）佐渡法人会 副会長 高野 宏介 氏

- ・ 令和２年度 会員増強功労者表彰 １名
令和３年５月２４日 通常総会で表彰